

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和13年12月31日まで)

秋本少安第152号
令和3年2月24日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察少年サポートセンター運用要領の一部改正について（例規）

少年サポートセンターの運用については、これまで「秋田県警察少年サポートセンター運用要領の一部改正について（例規）」（令和2年3月13日付け秋本少安第212号。以下「旧例規」という。）に基づき運用しているところであるが、この度、所要の整備を行い、令和3年3月5日から別添「秋田県警察少年サポートセンター運用要領」のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、3月5日をもって廃止する。

別添

秋田県警察少年サポートセンター運用要領

第1 趣旨

本要領は、秋田県少年警察活動要綱（平成19年秋田県警察本部訓令第23号）に定めるもののほか、秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）第3条第2項に規定する少年サポートセンターの効率かつ効果的な運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 少年サポートセンターの設置

- 1 少年サポートセンターとは、少年警察活動の専門的な知識及び技能を有する少年補導職員等を配置し、少年警察活動を継続的に実施するため中心的な役割を果たすものである。
- 2 生活安全部少年女性安全課（以下「少年女性安全課」という。）に少年サポートセンターを設置するものとする。
- 3 少年サポートセンターの支部を別表のとおり設置するものとする。

第3 構成等

- 1 少年サポートセンターは、少年サポートセンター長及び少年サポートセンター員をもって構成するものとする。
- 2 少年サポートセンター長は、少年女性安全課の警視、警部又は警察行政職員（少年補導職員）をもって充てるものとする。
- 3 少年サポートセンター員は、少年女性安全課の警察行政職員（少年補導職員）をもって充てるものとする。
- 4 少年サポートセンターの各支部の勤務員は、当該支部を設置した警察署の勤務を兼務するものとする。

第4 活動区域

少年サポートセンターの活動区域は別表のとおりとする。

第5 活動

少年サポートセンターは、秋田県警察少年補導職員運用要綱（令和元年秋田県警察本部訓令第16号）第2条に規定する少年補導職員の任務を行うものとする。

第6 留意事項

本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

別表

名 称		設置所属	活動区域
支	部		
秋田県警察少年サポートセンター		生活安全部 少年女性安全課	県内全域
大館少年サポートセンター		大館警察署	鹿角・大館・北秋田警察署管内
能代少年サポートセンター		能代警察署	能代警察署管内
五城目少年サポートセンター		五城目警察署	五城目・男鹿警察署管内
秋田臨港少年サポートセンター		秋田臨港警察署	秋田臨港警察署管内
秋田中央少年サポートセンター		秋田中央警察署	秋田中央警察署管内
秋田東少年サポートセンター		秋田東警察署	秋田東警察署管内
由利本荘少年サポートセンター		由利本荘警察署	由利本荘警察署管内
大仙少年サポートセンター		大仙警察署	大仙・仙北警察署管内
横手少年サポートセンター		横手警察署	横手・湯沢警察署管内